

令和7年度採用 練馬区会計年度任用職員 社会の力特別非常勤講師 採用選考募集案内

登録制

教員免許を持たない方が専門的な知識・経験を活かして、小学校の授業の一部を受け持つていただく職です。あらかじめ登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します。

登録期間を一定程度設け、年度当初のほか、各小学校の必要に応じて年度途中にも任用を行います。

1 募集教科、職務内容および勤務場所

募 集 教 科	外国語、外国語活動、体育、プログラミング教育
職 務 内 容	1 担当教員との事前打合せ 2 特定教科・領域における一部の単独授業運営（指導案・教材の準備、授業後の児童の評価含む。） 3 担当教員との事後打合せ
勤 務 場 所	練馬区立小学校

2 応募資格

【共通資格】をすべて満たし、応募した教科について【教科別資格】に示す条件のいずれかに該当する方

【共通資格】

- (1) 教員免許状を取得したことがない方
- (2) 東京都教育委員会が実施した「特別非常勤講師に係る研修（講座）」または区がこれと同等の内容であると判断した研修等を修了した方

【教科別資格】

◆ 外国語および外国語活動

上記(1)～(2)に加え、以下のいずれかに該当する方

- ア 現職で日常的に英語を使用する業務に従事しており、直近3年程度の間における TOEIC のスコアが概ね700点以上の方
- イ 現職であり、日常的に英語を使用する業務に3年程度継続して従事している方

◆ 体育

上記(1)～(2)に加え、競技の専門的知識を有し、以下のいずれかに該当する方

- ア スポーツの分野において、各競技の都道府県大会またはこれと同等以上の大会に出場し、活躍した方
- イ スポーツ指導者として、主として指導した児童又は生徒が、その指導期間中にアと同等の活躍をした実績のある方
- ウ 長年にわたりスポーツ指導者として競技指導の経験がある方

◆ プログラミング教育

上記(1)～(2)に加え、以下のいずれかに該当する方

- ア 教職員を対象にしたプログラミング教育に関する研修実績のある方
- イ 児童・生徒を対象にしたプログラミング教育に関する出前教室等の実績のある方
- ウ 区がアまたはイと同等の実績があると判断した方

3 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間で、必要に応じて任用します。

4 勤務条件

報酬額	時間額2,388円（地域手当相当額を含む）【令和7年1月31日現在】 ※ 報酬の支給日は、翌月15日です。 ※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。 ※ 通勤に伴う交通費相当額を区の算定基準に応じて支給します。 （1か月の上限額 55,000円）
勤務時間	原則週29時間以内 午前8時15分から午後4時45分までの間の1日6時間以内、月86時間以内
加入保険	社会保険等への加入はありません。
時間外労働	原則なし
年次有給休暇	所定の年次有給休暇を付与します。 ※ 勤務日数によって、対象外となる場合があります。
その他	練馬区立学校は敷地内禁煙

5 申込み・選考の流れ

【登録】

- ① 選考フォーム(URL: <https://logoform.jp/f/kMxhu>)から、お申し込みください。右記のQRコードからお申し込みいただけます。
申込期限は令和7年12月31日までです。

QRコード(インターネット)



【選考】

- ① 小学校で社会の力特別非常勤講師が必要になった場合に、登録者の中から選考し、面接選考の連絡をさせていただきます。
面接選考の連絡は、学校または区の担当部署から連絡します。
↓
- ② 初めて社会の力非常勤講師の面接をする方には、面接連絡後にメールで適性検査のご案内を送付します。インターネット上で受検してください。
↓
- ③ 面接選考は、採用予定の学校で実施します。
↓
- ④ 面接選考の結果は、採用月の前月下旬までに郵送でお知らせします。

6 欠格条項

地方公務員法第16条各号および学校教育法第9条各号のいずれかに該当する方は、受験できません。

○地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、選考を受けることができません。

○学校教育法

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 その他

- (1) 選考申込書に記載していただいた個人情報は、採用選考時の判断および合否の連絡ならびに採用後の人事・労務業務関係のみに使用します。また、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 過去に「わいせつ行為」等による処分を受けたことの有無について、面接時に確認することがあります。

8 問合せ先

練馬区教育委員会事務局 教育指導課 サポート人材推進係

〒176-8501練馬区豊玉北 6－1 2－1 区役所本庁舎12階

電話：03-5984-1312（直通）